

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「主幹（）」の下に「調整幹、」を加える。

第十五条第三項第三号中「主幹（）」の下に「調整幹及び」を加え、同項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 下水道管理課にあつては調整幹

#### 附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。